

(2) 見直しの対象路線抽出の考え方

○幹線街路で、かつ、長期未着手となっている路線を見直しの対象路線として抽出している場合が多い。

1) 概説

見直しの対象としている路線は、都市計画道路の幹線街路の長期未着手路線を対象としている都道府県・政令市が約 1/3 (表 5) となっている。長期未着手の期間については、20~30 年 (表 6) としている例が多い。

表 5 見直し対象の道路種別

道路種別	団体	割合 (%)
全ての都市計画道路	24 団体	36%
幹線街路のみ	25 団体	37%
自専道を除く	2 団体	3%
その他	11 団体	16%
記載なし	5 団体	7%
総計	67 団体	100%

表 6 見直し対象の未着手期間

未着手期間	団体	割合 (%)
未着手全て	8 団体	12%
30 年以上	8 団体	12%
20 年以上	21 団体	31%
10 年以上	1 団体	1%
記載なし	29 団体	43%
総計	67 団体	100%

事業見通しがある路線を検討対象から除外する例 (北海道、宮城県など) や整備済み路線も含めて検討している (神奈川県、福岡県など) 地方公共団体も存在している (事例 2-1)。

また、さいたま市のように、道路網計画の対象路線として、都市計画道路網だけでなく、その他の国道、県道、市道等も含め、幹線的な全ての路線を検討対象としている例もある (事例 2-2)。

2) 事例

事例 2-1：神奈川県

神奈川県は、整備済み路線も含めて検討している。

4 見直しの進め方

(1) 見直しの検討対象路線の選定

見直しの検討対象路線とする都市計画道路は、次の事項について整理を行ったうえで選定する。

- ア 幹線街路
- イ 未着手路線
- ウ 整備済み路線
- エ 追加路線

ア 幹線街路

見直しは、幹線街路を対象とし、自動車専用道路は対象としない。

イ 未着手路線

市町の見直し開始時点で、都市計画決定後 20 年以上経過しても未着手の路線や区間はすべて対象とする。

なお、都市計画決定（変更）後 5 年を経過しても工事に着手していない路線や区間については、何らかの理由や課題が想定されるため、必要に応じて対象とする。

ウ 整備済み路線

概成済を含む整備済や、事業中の路線や区間であっても、社会経済状況や目指すべき将来の都市像を実現するために、再整備や事業計画の変更など見直しが必要となる場合は対象とする。

エ 追加路線

「市町村マスタープラン」などで構想的な位置づけの路線であっても、必要に応じて追加の検討を行うことができる。

出典：都市計画道路見直しのガイドライン（平成 18 年 3 月神奈川県）

事例 2-2：さいたま市

さいたま市は、都市計画道路網だけでなく、その他の国道、県道、市道等も含め、幹線的な全ての路線を検討対象としている。

(4) 『道路網計画』の内容

『道路網計画』の対象路線、路線ごとに定める事項、目標年次、改訂周期、更新周期は、以下のとおりです。

1) 対象路線

都市計画道路だけでなく、その他の県道や市道等も含め、本市の幹線的な役割を担う全ての路線を対象とします。また、整備済みの路線、事業中の路線、未整備路線の全てを含みます。

- ①自動車専用道路 ②国道 ③県道 ④市道

出典：都市計画道路の検証・見直し指針（平成 25 年 6 月さいたま市）